

化学肥料購入支援金給付事業 Q & A

令和4年12月15日現在

北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会

目 次

問 1	本事業の趣旨を教えてください	1
問 2	本事業の実施期間を教えてください	1
問 3	本事業の支援対象者を教えてください	1
問 4	生産部会など団体単位で購入する肥料は対象となりますか	1
問 5	市町村が運営している公共牧場に施用する肥料は支援対象となりますか	1
問 6	農協が試験ほで施用するための肥料購入費は対象となりますか	2
問 7	どのような化学肥料が支援金の対象となりますか	2
問 8	堆肥などを混合した化学肥料は、その混合割合で支援の対象の可否が分かりますか	2
問 9	発注した化学肥料の種類が支援対象かどうかの判断は、発注書に記載されている種類（単肥肥料、・・・）で判断するのですか、それともリストが示されるのですか	2
問 10	本事業の支援を受けるための肥料の購入先の制限はありますか	2
問 11	道外から購入した肥料も対象となりますか	3
問 12	近隣農家から買った肥料は支援対象となりますか	3
問 13	肥料の購入数量に上限はありますか	3
問 14	複数年分購入しても支援対象となりますか	3
問 15	令和 4 年 6 月から 12 月までに、発注・購入した化学肥料が支援金の対象となっていますが、4 月に発注し 6 月に納品の場合、支援対象になりますか	3
問 16	計画書の作成や実績報告は必要ですか	4
問 17	本事業で支援金の給付を受けるためには、肥料の施用量の節減に取り組むなどの要件はありますか	4
問 18	本事業の助成を受けるためにはどのような書類が必要ですか	4
問 19	支援金の申請は、どのように行うのですか	4

問 20	団体等が窓口になり、申請する必要がありますか	4
問 21	団体等が個人の申請を取りまとめて申請できるようになっていますが、どのように取りまとめるのですか	5
問 22	複数の肥料販売会社（J A、肥料販売会社）から化学肥料を購入していますが、購入数量は合計してもよいですか	5
問 23	複数回の申請は可能ですか（申請書提出後に追加で肥料を購入した場合など）	5
問 24	申請後、購入肥料に変更が生じた場合、変更ができますか	5
問 25	近隣農家の肥料も自分の分と合わせて購入しているが問題はありませんか	6
問 26	申請のための具体的な注意事項はありますか	6
問 27	申請書の電話番号欄について、固定電話と携帯電話がある場合、どちらの番号を記載するのですか	6
問 28	個人申請しましたが、支援金の振込先を息子の口座に振り込むことはできますか	7
問 29	支援金の振込口座をクミカンにしたいのですが、通帳がないのでコピーを添付しなくて良いですか	7
問 30	給付金事業完了後、状況確認や事業効果を把握するため「協議会が立入調査を行うことがある」とありますが、どのような調査ですか	7
問 31	申請から支援金給付までのスケジュールを教えてください	7
問 32	6月購入分から対象とのことですが、発注書や納品書を保管しておく必要がありますか	7
問 33	納品や支払いが完了しなくてもよいのか	8
問 34	購入した化学肥料 1 トン当たり 3,125 円を上限に支援金が給付される仕組みとなっていますが、減額される可能性がありますか	8
問 35	支援金給付後に購入をキャンセルするなどにより、支援金の返還を求められたにもかかわらず、返還に応じない場合はどうなりますか	8

問 36	本事業の問い合わせ先や申請書の送付先を教えてください	8
問 37	削除	9
問 38	申請者における本支援金の課税上の扱いについて、所得税・法人税上はどのようにになりますか	9
問 39	消費税上の取扱いはどのようにになりますか	9
問 40	団体等が申請書の取りまとめを行う場合、事務手数料等の支援はありますか	9
問 41	申請書を持参して提出することはできますか	10
問 42	郵送した書類が事務処理センターへ届いているか確認したいのですが、どうしたらよいですか	10
問 43	法人の代表者が個人農業者である場合、法人と個人それぞれ支援金の対象となりますか	10
問 44	団体等が個人の申請書を取りまとめた場合、支援金の給付は団体等を通じて、申請者へ支払う必要がありますか	10
問 45	とりまとめされた申請書に、通し番号を付してくださいとのことだが、付け方の決まりはあるのか	10
問 46	液肥は対象肥料となるのか。また、重量の考え方は	10
問 47	来年度、営農スタートする「新規就農者」は申請できますか	10
問 48	申請書が欲しいが、どこにありますか	11
問 49	申請後に経営移譲や法人化（代表者の変更を含む）など、申請者に変更が生じた場合、どの様な手続きが必要ですか。	11
問 50	証憑書類に押印が必要なのか？	11
問 51	とりまとめ申請の本人確認書類は	12
問 52	提出証憑書類にする伝票に金額が記載されていないが、証憑書類として認められないのか？	12
問 53	肥料には様々な商品がありますが、事業対象の化学肥料を確認するガイドラインはあるのでしょうか？	12
問 54	取りまとめ団体の役割を教えてください。	12
問 55	取りまとめ団体に申請書類等の保管義務はあるのでしょうか。	13

- 問 56 Q&A 問 13・14 で対象となる肥料の購入数量について、「通常 1 年間に施用する量」とありますが、近年の肥料価格の高騰を受けて、先を見越して複数年分発注する場合も想定される中、1 年間に施用する量とはどのように判断すべきなのでしょうか。 13
- 問 57 国の肥料価格高騰対策事業では、同種の補助金等がある場合は調整するとなっておりますが、道の化学肥料購入支援金給付事業は、調整が必要な事業となるのでしょうか？ 13

問1 本事業の趣旨を教えてください

(答)

農業生産活動に不可欠な生産資材の一つである化学肥料については、その原料の多くを海外から輸入しており、国際価格の影響を強く受けざるを得ない状況です。

肥料価格が高騰している中、農業者の不安を払拭し、道からの支援金を足がかりに、次年度の営農への意欲を少しでも後押しできるよう、化学肥料の購入費用について、1トン当たり3,125円を上限として支援金を給付します。

問2 本事業の実施期間を教えてください

(答)

対象となる化学肥料の発注が始まった令和4年6月から納品が完了する令和5年5月末までが本事業の実施期間となります。

問3 本事業の支援対象者を教えてください

(答)

対象期間中（令和4年6月から12月末）に化学肥料を合計1トン以上発注し、令和5年5月末までに納品される、道内で農業を営む個人又は法人、農業者が出資主体のコントラクター組織・作業受委託会社等が支援対象者となります。

問4 生産部会など団体単位で購入する肥料は対象となりますか

(答)

農業者が組織する団体（JAを除く）が購入し使用する肥料は支援対象とします。

（団体が購入し、直接使用する場合があります。）

また、コントラクター組織・作業受委託会社等についても同様ですが、団体等の取りまとめ申請分や個人申請分と重複しないよう注意してください。

問5 市町村が運営している公共牧場に施用する肥料は支援対象となりますか

(答)

本事業は、農業者等が購入した化学肥料について支援するものであるため、公共牧場など市町村や農協が所有・管理する農地に施用する肥料は対象となりません。

問6 農協が試験ほで施用するための肥料購入費は対象となりますか

(答)

本事業は農業者等が購入した化学肥料について支援するものであるため、対象となりません。

問7 どのような化学肥料が支援金の対象となりますか

(答)

本事業は、「肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件（昭和61年農林水産省告示第284号）」に規定する窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、副産肥料等、複合肥料及びこれらの肥料を原料として配合される肥料を対象としますが、購入した肥料が対象になるか不明な点は購入先にお問い合わせください。

※特殊肥料、肥料登録のない土壌改良剤は対象外となります。

問8 堆肥などを混合した化学肥料は、その混合割合で支援の対象の可否が分かれますか

(答)

肥料法に基づく化学肥料が対象であり、魚粕等の有機質を混合した肥料も同法に基づくものである場合、混合割合に関係なく対象となります。

問9 発注した化学肥料の種類が支援対象かどうかの判断は、発注書に記載されている種類（単肥肥料、…）で判断するのですか。それともリストが示されるのですか

(答)

各肥料販売業者が取り扱っている化学肥料は多岐にわたり、営業上開示されていないものもありますが、協議会のホームページに主要銘柄のリストを掲載する予定です。

なお、リストにない場合でも、事務局が肥料販売業者へ照会し、化学肥料と確認できれば支援対象とします。

問10 本事業の支援を受けるための肥料の購入先に制限はありますか

(答)

肥料の品質の確保等に関する法律第23条の規定に基づく、都道府県へ肥料販売に関する届出を提出している肥料販売業者から購入する化学肥料が支援の対象となります。

なお、都道府県への届出の有無は、販売業者に確認してください。

問 11 道外から購入した肥料も対象となりますか

(答)

対象期間中に購入した化学肥料であれば、購入先が道外であっても支援対象とします。
なお、購入先が肥料法に基づく肥料販売に関する届出を都道府県に提出しているか購入先に確認してください。届出がされていない場合は、支援の対象外となります。

問 12 近隣農家から買った肥料は支援対象となりますか

(答)

購入した肥料が化学肥料であり、購入先の農家が肥料法に基づく肥料販売の届出を北海道で行っている場合は支援の対象です。

問 13 肥料の購入数量に上限はありますか

(答)

通常1年間に施用する量が給付対象の上限ですが、肥料の購入数量に上限の設定はありません。

問 14 複数年分購入しても支援対象となりますか

(答)

対象期間中に購入（発注）した1年間に施用する量の化学肥料が支援対象です。

問 15 令和4年6月から12月までに、発注・購入した化学肥料が支援金の対象となっていますが、4月に発注し6月に納品の場合、支援対象になりますか

(答)

本事業は令和4年6月から適用された価格で購入した肥料が対象となります。このため、発注が令和4年5月以前であっても納品が令和4年5月以降で、購入した場合は対象となります。

一方、納品が令和4年5月以前の場合は、支援の対象とはなりません。

ただし、納品が令和4年5月以前であっても、令和4年6月以降に価格が決定されたものは支援の対象とします。

問 16 計画書の作成や実績報告は必要ですか

(答)

実施期間中に購入（発注）した化学肥料の数量等を記載した申請書類に基づき支援金を給付しますので、計画書の作成や実績報告は必要ありません。

問 17 本事業で支援金の給付を受けるためには、肥料の施用量の節減に取り組むなどの要件はありますか

(答)

化学肥料の価格が高騰していることから、土壌診断による適正施肥やコスト低減に取り組むことは重要と考えておりますが、本事業の給付要件は設定しておりません。

問 18 本事業の支援を受けるためにはどのような書類が必要ですか

(答)

給付申請書、納品書・請求書・発注書いずれかの写しまたは、これらに代わる販売店の証明、本人確認書類の写し（個人の場合は免許証やマイナンバーカード等、法人の場合は登記簿謄本等）、申請者名義の振込先口座の通帳（キャッシュカード）の写しなどが必要です。

問 19 支援金の申請は、どのように行うのですか

(答)

J A又は肥料販売業者（以下「団体等」という。）を経由又は個人で申請することになります。

問 20 団体等が窓口になり、申請する必要がありますか

(答)

申請方法としては、団体等が個人の申請を取りまとめる方法を主体と考えておりますが、団体等を経由しない個人申請も受け付けます。

問 21 団体等が個人の申請を取りまとめて申請できるようになっていますが、どのように取りまとめるのですか

(答)

申請を希望する個人から、問 18 に記載した給付申請書、納品書・請求書・発注書の写しまたはこれらに代わる販売店の証明、申請者名義の振込金口座の写しなどの提出を受け、協議会が別に示す「取りまとめ用申請書」を作成し、個人の申請書類を添えて提出してください。

問 22 複数の肥料販売業者（JA、肥料販売業者）から化学肥料を購入していますが、購入数量は合計してもよいですか

(答)

令和 4 年 6 月から 12 月末に購入（発注・納品）された肥料であれば、販売先が異なる場合においても購入数量を合計して申請することができますので、購入数量の重複や漏れがないよう注意して申請してください。

問 23 複数回の申請は可能ですか（申請書提出後に追加で肥料を購入した場合など）

(答)

1 農業者 1 回の申請を原則としますので、対象期間中に購入した化学肥料は極力まとめて申請してください。

なお、申請後、土壌診断の結果などにより肥料の種類や数量を変更するなど、申請内容に変更が生じた場合は、事務処理センターに相談してください。

問 24 申請後、購入肥料に変更が生じた場合、変更はできますか

(答)

本事業は、化学肥料の購入（発注・納品）を確認できる書類の提出に基づき、支援金を給付することとしております。

土壌診断結果を踏まえて、肥料の種類や数量を変更する場合や作付面積の変更など、やむを得ない事情により、申請後に購入肥料の数量に変更が生じた場合は、直ちに事務処理センターに連絡してください。

また、支援金の給付後に肥料購入量に変更が生じた場合、支援金の返還が必要になります。（例：発注数量で申請し、変更により納品数量が発注数量を下回った結果、支援金を多く受け取った場合など）

問 25 近隣農家の肥料も自分の分と合わせて購入しているが、問題はありませんか

(答)

本事業の支援対象者は、「対象期間中に化学肥料を合計1トン以上発注し、令和5年5月末までに納品される、道内で農業を営む個人又は法人、農業者が出資主体のコントラクター組織・作業受委託会社等」としておりますので、それぞれの農業者ごとに申請が必要です。

なお、近隣農家分も含め肥料代を全て負担している場合、問題ありません。

問 26 申請のための具体的な注意事項はありますか

(答)

申請者情報欄は、給付決定通知の送付や問い合わせのために、氏名、住所、電話番号などを正確に記入してください。

化学肥料の情報欄は、添付する納品書・請求書・発注書いずれかの写しから転記していただきますが、給付金算定の根拠となりますので、購入肥料名、数量などを間違いのないように確認してください。

また、添付の納品書・請求書・発注書いずれかの写しには、日付、宛先（申請者名）、発行事業者名（JA、肥料販売業者）、購入肥料名、荷姿単位(kg)、数量（袋数等）、金額、納品年月日（発注年月日）等の記載があることを確認してください。

振込口座の情報は、誤入金防止のため、正確に記入してください。

なお、口座は、申請者名義の口座に限るものとし、振込先口座名義、金融機関名、支店番号、貯金の種別、口座番号が確認できる貯金通帳又はキャッシュカードの写しを添付してください。

また、クミカン口を希望する場合は、通帳がありませんので、JAで口座照会を出力し、振込先金融機関名を上部に記載し添付してください。申請書の必要事項がすべて網羅していれば、一覧表で提出する事も可能です。(R4.10.31更新)

問 27 申請書の電話番号欄について、固定電話と携帯電話がある場合、どちらの番号を記載するのですか

(答)

固定電話でも携帯電話でも差し支えありませんが、申請内容の確認や追加資料の依頼などで連絡する場合がありますので、日中、連絡が確実に取れる電話番号を記入してください。

問 28 個人申請しましたが、支援金の振込先を息子の口座に振り込むことはできますか

(答)

振込先口座は申請者本人名義以外認めません。したがって、申請者以外の家族や第三者名義の口座に振り込むことは出来ません。

問 29 支援金の振込口座をクミカンにしたいのですが、通帳がないのでコピーを添付しなくてよいですか

(答)

クミカン口座を希望する場合は、通帳がありませんので、J Aで口座照会を出力し、振込先金融機関名（J A名）を上部に記載し添付してください。

なお、口座情報以外の個人情報項目については、黒塗りにする等、表示されないようにしてください。(R4. 10. 31 更新)

問 30 給付金事業完了後、状況確認や事業効果を把握するため「協議会が立入調査を行うことがある」とありますが、どのような調査ですか

(答)

立入調査では、事業の適正執行を確認します。調査に当たっては、見積書（価格表）、発注書（購入申込書、契約書等）、納品書、請求書、支払証拠書類（領収書、振込依頼書控、クミカン報告票、通帳等）などと申請書類を突合しますので、ご協力をお願いします。

なお、調査は申請者（個人）に対応して頂きます。(R4. 10. 31 更新)

問 31 申請から支援金給付までのスケジュールを教えてください

(答)

申請書類受付は12月末までとし、書類に不備が無ければ、2月末までに給付を決定し、指定された口座等へ支援金を入金することを予定しています。

問 32 6月購入分から対象とのことですが、発注書や納品書又は請求書を保管しておく必要がありますか

(答)

申請書類の作成に発注書や納品書又は請求書の写しが必要となりますので、破棄せず保管してください。

問 33 納品や支払いが完了していてもよいですか

(答)

原則、令和4年6月から12月に発注し、申請までに納品された化学肥料を支援対象としますが、肥料製造メーカーの都合などで納品が遅れる場合があることも考慮し、申請までに納品されない場合においても、発注行為をもって申請することが可能です。

なお、発注書類で申請を行う場合には、納品後に納品書又は請求書の提出が必要です。

納品後、個人で申請している場合は個人が、団体等が取りまとめる場合は団体等が、納品報告書及び納品書又は請求書を令和5年6月12日までに協議会あて送付してください。納品の期限は、令和5年5月末までです。

問 34 購入した化学肥料1トン当たり3,125円を上限に支援金が給付される仕組みとなっていますが、減額される可能性がありますか

(答)

道内の化学肥料流通量を勘案し、1トン当たりの支援金単価を設定しておりますが、申請額が予算額を超える場合には、支援金の単価を減額し、給付します。

問 35 支援金給付後に購入をキャンセルするなどにより、支援金の返還を求められたにもかかわらず、返還に応じないとどうなりますか

(答)

必ず返還するようお願いいたします。悪質な場合は給付金の不正受給として、必要な措置をとります。

問 36 本事業の問い合わせ先や申請書の送付先を教えてください

(答)

北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会が申請先になりますが、申請に係る問い合わせや申請書類の提出先は、協議会が設置した事務処理センターとなります。

質問等は、メールでお問い合わせください。電話による問い合わせも可能ですが、回答までに時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

【事務処理センター情報】

住 所：〒060-0014

札幌市中央区北4条西7丁目1-5 NCO札幌ホワイトビル4F

E-mail：center@hkd-hiryou.jp

電話番号：050-3666-2028

F A X：011-351-8115

問 37 削除 (R4. 10. 31 更新)

問 38 申請者における本支援金の課税上の扱いについては、所得税・法人税上はどうなりますか

(答)

課税対象となります。

問 39 消費税上の取り扱いはどのようになりますか

(答)

非課税となります。

問 40 団体等が申請書の取りまとめを行う場合、事務手数料等の支援はありますか

(答)

団体等の情報を記入した「取りまとめ用申請書」を作成し、取りまとめた個人の申請書に添付の上、事務処理センターへ送付してください。団体等が取りまとめた場合は、事務手数料として、申請 1 件当たり 500 円の支払いを予定していますが、予算額を超える場合には、事務手数料の単価を減額致します。(R4. 10. 31 更新)

取りまとめ申請についての詳細は、別途協議会からお知らせします。

問 41 申請書を持参して提出することはできますか

(答)

持参での提出は受け付けておりません。

問 42 郵送した書類が事務処理センターへ届いているか確認したいのですが、どうしたらよいですか

(答)

申請書の受付状況について、事務処理センターでは、個人情報保護の観点からお答えできません。

郵送に当たっては、申請者の配達確認や配達トラブルを回避するため、簡易書留や一般書留、レターパックなど、郵便物の追跡ができる方法で郵送していただくようお願いいたします。

問 43 法人の代表者が個人農業者である場合、法人と個人それぞれ支援金の対象となりますか

(答)

法人と異なる経営を法人代表が営んでいる場合、法人と個人経営の業務や業態が明確に区分できるのであれば、法人、個人ともに支援金の対象となります。

なお、法人代表が個人農業者として確定申告しているとともに、肥料の購入も別々に購入していることが条件です。

問 44 団体等が個人の申請書を取りまとめた場合、支援金の給付は団体等を通じて、申請者へ支払う必要がありますか

(答)

支援金の給付は、申請書に記載の口座へ協議会から直接振り込みます。

問 45 とりまとめされた申請書に、通し番号を付してくださいとのことだが、付け方の決まりはあるのか

(答)

基本は連番でお願い致します。例外として、地域別管理などで飛び番が発生する場合は、申請者一覧表を作成し、欠番等を明確にする事とします。(R4. 10. 31 更新)

問 46 液体肥料の重量についての、考え方は。

(答)

液体肥料の重量については、規格に重量が明記されていれば重量で申請してください。容量(リットル)表記でもよろしいですが、「リットル=キログラム」換算で計算いたしますのでご了承ください。(R4. 10. 31 更新)

問 47 来年度営農スタートする「新規就農者」は申請できますか。

(答)

新規就農者であっても、Q&Aの問3で回答しているとおり、対象期間中(令和4年6月から12月末)に化学肥料を合計1トン以上発注し、令和5年5月末までに納品される、道内で農業を営む個人又は法人、農業者が出資主体のコントラクター組織・作業受委託会社等が支援対象者となりますが、新規就農者である証明(認定書または農地を所有(利用)等の証明する書類いずれか)を添付願います。(R4. 10. 31 更新)

問 48 申請書がほしいが、どこにありますか。

(答)

先に配布致しました、申請書が足りなくなった等ありましたら、事業のホームページ内にファイルを用意してありますので、ダウンロードして使用してください。可能な限り両面1枚で印刷お願い致します。(カラー、白黒問いません)

なお、裏面の肥料記入欄が足りなくなった場合、新たな申請書の肥料欄に記入願います。(表欄は氏名だけ記入してください) (R4. 10. 31 更新)

問 49 申請後に経営移譲や法人化(代表者の変更を含む)など、申請者に変更が生じた場合、どの様な手続きが必要ですか。

(答)

申請書類を提出した後に、申請者に変更が生じた場合は、変更の事象が生じた時期によって手続きが変わります。

1 支援金の給付後に経営移譲や法人化した場合
手続きは不要です。

ただし、発注書による申請については、納品報告書に、個人の場合は「個人事業の開業・廃業等届出書」(所得税法第229条)、法人の場合は「登記簿謄本」を添付してください。

2 支援金の給付前に経営移譲や法人化した場合
証憑書類以外の申請関係書類の再提出。

個人経営の経営移譲の場合は、「個人事業の開業・廃業等届出書」の写しの提出。

法人化や代表者の変更の場合は、変更後の登記簿謄本の写しの提出。

内容によって手続きが変わりますので、変更等が生じた場合は事務処理センターまでご連絡ください。

問 50 証憑書類に押印が必要なのか？

(答)

証憑書類の押印については、「証憑」による取引の確認と押印(記名押印)による発行者の確認と法的効果(民事訴訟法第228条第4項)の確保のため、押印は必要としております。

なお、通常取引において、取引両者の信頼関係により、証憑の未発行や記名のみでの発行については理解しておりますが、給付の根拠となる資料であることから、「販売証明書」なども使用可能としておりますので、ご理解願います。

問 51 取りまとめ申請の本人確認書類は

(答)

団体取りまとめ申請の場合、申請する農業者から提出される本人確認書類の写し（給付規程第8条第5項第3号別表1）などで、団体等が給付申請書の①申請者情報欄に記載された内容が相違ないと確認したときは省略可能です。（給付規程8条第5項第1号なお書き）

問 52 証憑書類の納品書等に金額が記載されていないが、証憑書類として認められないのか？

(答)

道事業では、金額は給付根拠になっていないので、問題ありません。
※参考様式では、国事業でも利用できるように金額欄を設けています。

問 53 肥料には様々な商品がありますが、事業対象の化学肥料を確認するガイドラインはあるのでしょうか？

(答)

公式ホームページにおいて、化学肥料対象リストを公開中ですが、リストにない物は購入先にご確認ください。

また、対象となる化学肥料の種類はQ&A問7に記載のとおりですが、対象となる化学肥料については、保証票を袋等で表示（フレコン等の場合は手渡しの可能性あり）することが義務づけられており、保証票の項目に肥料の種類欄が記載されています。

問 54 取りまとめ団体の役割を教えてください。

(答)

取りまとめ団体には、個人申請を取りまとめていただく観点から、次の2点の確認をお願いします。

- ① 申請書に記載されている肥料の名称や数量が添付書類に記載されている内容と相違がないことを確認
- ② 添付書類に漏れがないことを確認

肥料が支援対象の肥料であるか、購入先が販売届を都道府県へ届出しているか、購入価格が高騰後の価格であるかなどは、申請者が確認する事項と考えております。

問 55 取りまとめ団体に申請書類等の保管義務はあるのでしょうか。

(答)

規定上、保管義務はありませんが、申請書等に不備事項または不明な事項があった場合、取りまとめ団体へ事務処理センターから連絡を行いますので、事業完了（取りまとめ団体への事務手数料の支払いが完了）まで書類の保管をお願いします。

問 56 Q&A 問 13・14 で対象となる肥料の購入数量について、「通常 1 年間に施用する量」とありますが、近年の肥料価格の高騰を受けて、先を見越して複数年分発注する場合も想定される中、1 年間に施用する量とはどのように判断すべきなのでしょうか。

(答)

給付対象とする肥料の量は「通常 1 年間に施用する量」となります、申請する農業者であれば 1 年間に使用する量は判断できると想定していますが、令和 4 年 6 月～令和 5 年度中に使用するもので、前年同期に使用した肥料は除くものとします。

問 57 国の肥料価格高騰対策事業では、同種の補助金等がある場合は調整するとなっておりますが、道の化学肥料購入支援金給付事業は、調整が必要な事業となるのでしょうか？

(答)

本事業は調整になる事業です。

肥料価格高騰対策事業（国事業）の Q&A 問 5-8 では、「肥料高騰対策事業における支援金と地方自治体からの補助金等が重複している場合は調整が必要」と記載されています。肥料費の上昇分の 3 割を超えて補助されている場合に限り、算定式により調整額を算出し、肥料高騰対策事業の支援金の額から控除する必要があります。

しかし、化学肥料購入支援金給付事業（道事業）における支援金は、肥料費上昇分の約 5%（0.5 割）程度と試算していることから、肥料費上昇分の 3 割を超えて補助されている可能性は極めて低いため、肥料費に対して道事業支援金のみを給付することによる国事業支援金の調整は不要と考えます。